

令和2年4月21日
(2020年)

保護者の皆様へ

吹田市立佐井寺小学校
校長 津田 一司

「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金（委託を受けて個人で仕事をする方向け）の延長」について

新型コロナウイルス感染症にかかる臨時休業における対応につきまして、ご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課 及び厚生労働省雇用環境・均等局 就業子育て世代支援対策室より、以下の通知がきていますのでお知らせいたします。

記

小学校等の臨時休業等に伴い、就業することを予定されていた仕事ができなくなった場合に、一定の要件を満たす「委託を受けて個人で仕事をする方」（子どもの保護者）に、就業できなかった日について1日当たり定額（4,100円）を支給する緊急対応策が、令和2年3月18日に施行され、同日から「学校等休業助成金・支援金受付センター」において、申請書の受付を開始しておりました。しかし、今般、この支援金については、令和2年3月31日までの対象期間を令和2年6月30日まで延長し、受付期間も令和2年9月30日までとすることになりました。

（参考）厚生労働省ホームページ

- ・新型コロナウイルス感染症による小学校休業等支援金
（委託を受けて個人で仕事をする方向け）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10231.html

※「学校等休業助成金・支援金受付センター」の申請窓口や必要書類等については、上記リンク先に掲載しています。

【連絡先】

厚生労働省雇用環境・均等局
就業子育て世代支援対策室

電話：03-5253-1111（内7929）

令和 2 年 4 月 8 日

(2020年)

保護者の皆様へ

吹田市立佐井寺小学校
校長 津田 一司

「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金（委託を受けて個人で仕事をする方向け）の創設」について

平素は、本校の教育活動にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。
文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課 及び厚生労働省雇用環境・均等局 就業子育て世代支援対策室より、以下の通知がきていますのでお知らせいたします。

記

この度、新型コロナウイルス感染症対策本部において、「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策―第2弾―」が決定されました。

厚生労働省においては、この緊急対応策に基づき、新型コロナウイルスの影響による小学校等の臨時休業等に伴い、子どもの世話を保護者として行うことが必要となったことにより、仕事ができなくなっている子育て世代を支援し、子どもの健康、安全を確保するための対策を講じるため、「委託を受けて個人で仕事をする方」（個人で事業を営む子どもの保護者）向けの新たな支援を行うこととしました。

新たな支援については、小学校等の臨時休業等に伴い、就業することを予定されていた仕事ができなくなった場合に、一定の要件を満たす「委託を受けて個人で仕事をする方」（子どもの保護者）に、就業できなかった日について1日当たり定額（4,100円）を支給するものです。この支援金については、令和2年3月18日に施行され、同日から「学校等休業助成金・支援金受付センター」において、申請書の受付を開始しています。

（参考）厚生労働省ホームページ

- ・新型コロナウイルス感染症による小学校休業等支援金
（委託を受けて個人で仕事をする方向け）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10231.html

※「学校等休業助成金・支援金受付センター」の申請窓口や必要書類等については、上記リンク先に掲載しています。

【連絡先】

厚生労働省雇用環境・均等局
就業子育て世代支援対策室

電話：03-5253-1111（内7929）